

懲戒関連文書開示へ

川崎市人事委 市会の追及で対応

「公務員の職務に関わる文書がなぜ開示されないのか？」――。川崎市議会で

22日、こんな追及を受けた市人事委員会が、非開示扱いにしていた職員処分関連

文書を公開する姿勢に転じるといふ異例の対応があった。

一般質問を行ったのは三宅隆介議員（無所属）。市立看護短大の男性准教授が

面非開示としたことにこの

日、疑問を投げかけた。

この文書は、准教授が処分の取り消しを求めて行った審査請求を受けて、人事委が3月、本人に審査結果を伝えた裁決書。人事委は非開示の理由を「個人の人格と密接に関係する情報が記載されている」「当事者以外への公開は市職員に萎縮的効果を及ぼす」など

としていた。

三宅議員は市議会で「最高裁の判例によると、公務員の職務に関する情報は公開しなければならないはず」と追及。これに対し魚津利興・人事委員長は「的確な情報開示によって不祥事なくなることもある。（全面非開示を見直して）公開していきたい」と答弁し、今後、きめ細かい情報公開の

カラ出張で約32万円を不正

受給したとして2019年

に停職3か月の懲戒処分と

なった件を巡り、4月に情

報公開制度で関連文書の開

示を求めたが、人事委が全

基準を作る考えも示した。

今回と同様のケースで第三者が裁決書の情報公開を求めた場合の対応について、横浜市人事委は「すでに公表された情報の範囲で

一部開示した例がある」、

東京都人事委は「記載事項の一部を開示したことがある」とした。県人事委は「近年、同様のケースはなかった」と回答した。